

令和 6 年11月臨時会 文教厚生常任委員会記録

令和 6 年11月11日（月）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和 6 年11月11日（月）	5 頁
-----------------------	-----

令和 6 年11月臨時会 日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	11月11日(月)	審査日程の決定 健康福祉みらい部（こども育成課、健康増進課） 審査 議案乙第31号、議案甲第29号 〔説明、質疑〕 議案審査 議案乙第31号、議案甲第29号 〔総括、採決〕

11月臨時会付議事件

1 市長提出議案

〔令和6年11月11日付託〕

議案乙第31号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔可決〕

議案甲第29号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

〔可決〕

〔令和6年11月11日委員会議決〕

令和 6 年11月11日（月）

1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課地域福祉係長 有馬健次

こども育成課長 高松隆次

こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 八尋茂子

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼保険年金課長補佐兼係長 井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長兼保険年金課係長 森岡裕子

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

健康福祉みらい部（こども育成課、健康増進課）審査

議案乙第31号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案甲第29号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第31号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案甲第29号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時14分開会

樋口伸一郎委員長

ただいまから、令和6年11月臨時会の文教厚生常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 審査日程の決定

桶口伸一郎委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案は乙議案 1 件、甲議案 1 件でございます。

審査日程につきましては、本日、審査日程の決定後、健康福祉みらい部関係議案の審査を行いたいと考えております。審査終了後、総括及び採決を行います。

審査日程については、以上のとおり決したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおり決しました。

~~~~~

健康福祉みらい部（こども育成課、健康増進課）

議案乙第31号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

樋口伸一郎委員長

それでは、これより健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第31号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

おはようございます。ただいま議題となっております議案乙第31号令和6年度鳥栖市一般

会計補正予算（第5号）につきまして、健康福祉みらい部関係について、文教厚生常任委員会資料により御説明申し上げます。資料を御覧ください。

初めに、歳入について御説明申し上げます。2ページをお願いします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生費国庫負担金、節1保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金につきましては、ワクチン接種後の健康被害に対する給付申請を厚生労働省に進達し、疾病・障害認定審査会において、認定の答申を受け、本市が給付金を支給したものに対する負担金で、国の負担割合は10分の10でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節18負担金、補助及び交付金の新型コロナワクチン接種健康被害給付金につきましては、新型コロナワクチン接種後、健康被害が生じたことによる予防接種健康被害救済制度の認定があったことから、申請者への給付金を支払うものでございます。

対象件数は1件。認定日は令和6年10月9日。給付内容といたしましては、医療費及び医療手当、死亡一時金、葬祭費用でございます。

以上で健康福祉みらい部の説明を終わります。

樋口伸一郎委員長

執行部の御説明が終わりました。これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

御説明ありがとうございました。

新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金について質問させていただきます。

現在の全国の状況が分かるようでしたら教えていただけますか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

厚労省のホームページで——新型コロナワクチンを含めた予防接種の審査会になりますので、純粋に新型コロナワクチンというわけではございませんので御了承ください。

これまでの進達受理件数は令和6年10月31日現在の件数になりますが、これまでの累計で進達受理件数が1万2,278件。認定件数8,328件、否認件数が2,531件となっております。

このうち、死亡一時金または葬祭料に係る件数といたしまして、進達受理件数が1,549件、認定件数が881件、否認件数が430件となっております。

以上です。

牧瀬昭子委員

今、御説明いただきましたけれども、全国で死亡認定を受けた方の数が881人ということで、

今回、鳥栖市で死亡一時金ということですので、お亡くなりになられたということがあったかと思うのですが、現在、上がっている申請者数を教えてください。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

今までに申請があったのは5件でございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

言える範囲の内容で、5件の内容は。重症とか軽症とか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

こちらはあくまでも国に上げるときのものですので、具体的な内容まではお答えを控えさせていただきます。

牧瀬昭子委員

分かりました。こういった申請がどのように行われているのか、久留米市さんのホームページを見ましたら、認定がどのぐらい、否認がどのぐらい、申請者数がどのぐらいということが掲示してありました。私の周りの方たちも高齢だからとか障害があるからとか病気もあるということで、新型コロナワクチン接種の後に体調が悪くなったと、自分も申請するのかととても悩まれている方がおられました。私としては、認定かどうかは別にして、そういう状況があるということを、やはり知らせる必要があるかと思うんです。

そうなったときに、こういう情報を鳥栖市のホームページに載せることが必要かと思いますが、執行部の考えを教えてください。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

申請を受けられる場合、救済制度は副反応から回復しただけじゃなくって、それから疾病に関わったものということになります。ですので、まず医学的見地っていうものが必要になりますので、申請される前に病院等でかかれてどうなのかっていうことが申請の基準にはなってくるのではと考えています。また、この認定審査の件数を公表するのかっていうところは、現在、佐賀県では公表しておりませんし、佐賀県内の各市町も公表しておりませんので、今のところ鳥栖市としても公表する考えはございません。

以上です。

牧瀬昭子委員

では、要望として申し上げたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、やはりいろんな方々が情報として知る必要があると思いますので、ぜひその辺り検討を、周りの市町がしていないにしても、鳥栖市として独自で考えていただきたいと思いますので、御検討をお願いいたします。

以上です。

成富牧男委員

関連ですけど、佐賀県が公表していない理由と佐賀県が公表しなかったら、全部従わないといけないのか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

そこは検討の一つと考えております。参考として考えさせていただくことになります。

成富牧男委員

今の答弁やったら特にないと。佐賀県からも公表したら駄目って言われているわけでもない。佐賀県がそうしているから、私たちもそれに倣っていると、今のところそういうことですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

あと1つは、この制度の周知徹底はどういう形でされているのか。ホームページには上がっているようですけど。高齢者だけでもないけれども、救済制度を知らないままに、ほかの病気かなということ亡くなっている人がいるかもしれない。そういうことも心配しているわけです。

私が知っている人も、亡くなったわけじゃないけど、副反応じゃないだろうかと。でもハードルが高いわけですね。さっき答弁で言われたように、お医者さんの診断を受けないといけないでしょう。久留米大学病院に行かないといけなかったと。それも全部自費だと。で、結局結局駄目だったと。駄目な場合もあるのは分かりますけど。

例えば、今は打つときには、注意喚起というか、よくあるじゃないですか。手術やらするときには、事前にこういうリスクがありますと。そういうものと同じように、その中にこういうことがあったら、こういう救済制度がありますのでどうぞ、みたいなものはやっておられるのか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

まず、予診票とワクチンに対する説明書をお渡ししていますので、その説明書の中がすごく内容が多いもので、その中には、きちっと救済制度や副反応についても記載はしております。あと、予診票の中に、今までにそのワクチンで具合が悪くなったことがありますかという質問項目がございますので、そこで本人さんが記載していただくと。予防接種関係は全部そういうふうになっております。

以上です。

成富牧男委員

今、言われたのは、コロナワクチンに限らずっていうことですね。例えば、お医者さんに対して、個別にそういう注意喚起というか、万が一の際はこういう制度もありますから言ってくださいとか。口頭も含めて、それとか、ここに書いてありますというのは、あんまりされていないんですか。されていないなら、されたほうがいいと思います。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

新型コロナにかかわらず、予防接種に関しては、個別に病院はずっとされてございます。あと、厚労省から市町に対して事務連絡事項でその説明がありますが、医師会を通じて連絡が行っているっていうところで、同じ情報を共有していると考えております。

成富牧男委員

いずれにしろ対象になる人が、万が一の場合はこういう制度もあるんですと、死亡だけじゃなくて、いろいろな給付制度があるんですよっていうのが分かりやすく伝わるように、ぜひしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

今まで同様ホームページ、あと市報とかでも掲載できるものは限られてはいますけれども、できるだけ記載するように、多くの方の目に触れられるような周知を考えていきたいと思っております。

成富牧男委員

さっき言った厚労省から医師会へということですが、市役所からっていうことはできないんですか。

樋口伸一郎委員長

それは、対象者は打つ人に対してということですか。

成富牧男委員

打つ人に対してとかいうことはないんですか。それか市が直接お医者さんに対してお願いするということです。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

鳥栖三養基医師会の会長さんとも話をして、そこはうちだけの判断ではなく、医師会と協議をさせていただきます。

以上です。

成富牧男委員

例えば、死亡じゃなかったら、そのままで終わっている人がある——数字として上がってきていないところがあるんじゃないかなと感じるんです。

それで最後に、これも出せない理由があれば言っていたきたいんですけど、死亡はこうして出てきましたけど、今まで上がってきたものは全然ないんですか。それだけ確認させてください。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

決算委員会のときの1件と、新たにこの1件っていうだけです。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかに。

中川原豊志委員

1点だけ。申請が上がって、審査会を通して承認されて支給されたと思うんですが、申請して承認結果が出るまではどのくらいかかるのかと、この方がお幾つなのか知りませんが、死亡一時金というのは全国一律なのか、年齢とかによって違うのか、その辺のところ確認だけさせてください。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

以前は申請から審査会を通して認定するまで1年以上かかっておりましたけれども、今回は市が進達したのが3月でございます。今年の3月に申請して、認定がおりたのが10月になっております。

死亡一時金に関しては、一律で基準がございます。年度によってそこは違ってきますけれども、年齢関係なく一律になっております。

西依義規委員

マスコミへの事案の公開の仕方はどういう形ですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

こちらからプレスリリースはしないつもりでおりますけれども、質問にはお答えしたいとは考えております。

西依義規委員

それは年齢も性別もということですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

性別と接種当日の年齢と、金額が幾らかっていうのが分かりますので、全体の金額の公表と考えております。

西依義規委員

その公表の仕方に関して、御遺族さんが控えてくれとか、言ってくれとか、そういったお話は市の担当者でされたりしたんですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

今回はデリケートなことですので、どこまでお話ししていいのかというのは、御遺族とお話をさせていただいております。

西依義規委員

そこで当時の年齢と性別ぐらいはいいでしょうという許可をいただいているということですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

具体的に言うと年代と性別は確認を取っております。

西依義規委員

言える範囲でいいんですけど、例えば、遺族側として、もうこれは危険性もあると。もっと公表してくれのパターンなのか、いやいや、もうそっとしてくれっていうパターンなのか。言えるならどういう雰囲気なのか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

今回遺族の方からは公表していいということですので、報道もありますけれども、この場で発表させていただきます。

鳥栖市に在住されてあった方で、接種当時20代の男性となっております。

成富牧男委員

さっきの周知という話と今の話は大いに関係があると思いますので、遺族の同意も取れているのであれば、やっぱり積極的に公表した方が……、ひょっとしたらうちのほうとか——いいことではないですけど、死亡にまで至らないけれども、さっき言ったようにいろいろ救済制度があるみたいですから。それが制度の周知の一つにもなるとは思います。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

今回の遺族の方は公表を認められておりますけれども、今後そういうケースが出た場合は遺族との話もございますので、そこら辺はまだ検討ということで考えさせてください。

成富牧男委員

これから先ずっとという意味ではなくて、それはその都度その都度です。今回のケースはオーケーであれば、これが制度の周知になると思いますので、公表されたらどうですか。（「休憩しませんか」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午前10時34分休憩

助成の方法について、県外の医療機関は6医療機関で未就学児のみの現物給付でしたが、このたび、一部の医療機関において、これまでの償還払いから現物給付の対象を小学生年代以上に拡大するものでございます。

また、対応いただきます医療機関につきましては、別途規則により定めることとなっておりますが、現在、未就学の現物給付が県外6医療機関、今回、小学生年代以上に対応いただくのが、そのうち久留米大学病院、聖マリア病院の2医療機関でございます。

3ページの第4条第2項につきましては、第2号対象者として小中学生年代、次のページの同条第3項は第3号対象者として、高校生年代のことについてそれぞれ定めておりますけれども、該当する条文の第1号のところでございますけれども、現物給付について定めた条文に県外に所在する保険医療機関等で市長が別に定めるを追加いたしまして、また、それぞれ第2号、第3号のところでございますが、県外医療機関の償還払いを規定した条文についても、市長が別に定めるものを除くといった改正を行っているところでございます。

条例の施行につきましては、令和7年1月1日でございます。

以上、御説明いたします。

樋口伸一郎委員長

執行部の御説明が終わりました。これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

御説明ありがとうございました。

県外に所在する保健医療機関等で市長が別に定めるものということで、拡大をするということなので、保護者の皆さんや御本人さんにとってもすごくありがたい制度になるかなと思っています。

現状として、どのぐらいの方が利用されているのかっていうのが分かるようでしたら教えてください。

高松隆次こども育成課長

子どもの医療費で現在、償還払いで聖マリア病院、久留米大学病院にかかっている分、1,313世帯がかかっていると思います。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

その方々がもう現物給付になられるということだと思うんですけど。全体でいうとどのぐらいの割合になるのかっていうのが分かりますか。

高松隆次こども育成課長

令和5年度の子どもの医療費の助成の実績からいきますと、外来入院が0歳児から高校生年代まで合わせて17万2,942人——延べ人数であります。これにつきまして、先ほどの2医療機関の償還払い1,313人で割合をしますと、大体0.75%ぐらいの方が今回対象になるということでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

久留米大学病院と聖マリア病院ということだったと思うんですけど、それ以外というか、対象にはなっていないくて、償還払いでされているケースっていうのは、割合が分からないので、ほかのところも結構かかっているところが多かったりして、0.75%っていうのが私の中では意外に少ないなと思ったので。ほかのところも結構進めているのか、市内が特に多いのか。そのあたりはいかがですか。

高松隆次こども育成課長

県外医療機関の久留米大学病院と聖マリア病院につきましては、通常、紹介状という形で市内の病院等々に個人でかかれた方が行かれる、もしくは夜間の救急で、小さいお子さんが利用されるということですので、やはり市内の病院等にかかれる方の数が圧倒的に多くなっているところでございます。

以上です。

西依義規委員

これは県外の病院がそうなった理由というか、働きかけを行ったのか、向こうのシステムが変わったとか。何でこうなるんですか。

高松隆次こども育成課長

県外医療機関の償還払いにつきましては、県内でも長年の課題ではございました。特に東部地区につきましては、久留米等々の医療機関にかかっている部分が多くございましたので、ここにつきましては、県内20市町で県に要望しておりましたところ、県が働きかけを行っていただきまして、先行して久留米大学病院、聖マリア病院については、今回合意ができましたのでということでお知らせいただいたものでございます。

以上です。

西依義規委員

ほかの基山町とかみやき町も同じような形になるのか。それと、久留米大学さんとか聖マリアさんの作業はどういう——何も変わらないのか、面倒なことが起きるのか、その辺は何かありますか。

高松隆次こども育成課長

今回は佐賀県が取りまとめて、県内20市町と両病院との協定といいますか、契約を結ぶような形で進められております。病院側としましては、県外ということで、医師会等々と交渉するのではなくて、個別の病院で判断していただく部分があります。

対象年齢が拡大することによりまして、システム改修等々の一定の準備が要るということでお伺いしておりますけれども、今回御理解いただきまして合意となっているものとお聞きしております。

以上です。

田村弘子委員

県外の現物給付の拡大っていうところは、私も訴えていたことですし、待ち望んでいる方もいらっしゃると思いますので、本当にありがとうございました。

まだ6医療機関中の2医療機関というところで、ますますの拡充をお願いしたい。また、県に働きかけていただきたいというところと、やはりこれは要望ですけれども、18歳までの医療費の拡充というところも併せて、今後も頑張ってもらいたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

樋口伸一郎委員長

私から1点ですけど、この条例改正に関しては賛否があるわけじゃないんですけど、市民の皆さんとか鳥栖市内の皆さんって、今までの印象とかイメージがあるじゃないですか。今までやってきた流れ。この制度が改正された状況っていうのを新たにつけ加えて周知していかないかなと思うんですけど、その辺りの計画というか、お考えをお聞かせください。

高松隆次こども育成課長

現在、県のほうで契約書等の取り交わしの事務をされているところでございます。本来でしたら、12月に議案を上げまして、御審議いただくところでしたけれども、やはり施行が1月1日ということですので、この機会がございましたので、利用させていただきました。

議決いただいた後にはホームページ、市報、もしくは学校の一斉メール等々、そういったものを活用しながら、早めに周知徹底をしたいと考えているところでございます。

以上です。

田村弘子委員

これに伴う医療証の変更はあるんですか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

今回の拡充に伴う医療証の再発行は考えておりません。

以上でございます。

田村弘子委員

その旨も併せて啓発していただけると幸いです。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

啓発に努めます。

中川原豊志委員

確認ですが、現物支給になった場合、医療機関で薬局でも500円だったと思う。で、久留米大学病院と聖マリア病院にかかれて、その処方箋で薬局を利用された場合の費用負担はどうなっているんですか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

先ほど申し上げた医療機関で調剤ということで出される分は無料なのかなと認識しております。（「今も無料」と呼ぶ者あり）

調剤はそもそも無料ですけど、現物的な対応ということであれば……。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

通常、久留米医大さんで調剤が出たら近隣の薬局を使われるという想定での質問かと思えます。それにつきましては、近隣の調剤薬局では今までどおり償還払いという形になります。

今もそうですけれども、調剤券を市内の薬局に持ってきていただいて、調剤していただく分には、最初から御負担なしということで、無料でされていることができることになっております。

以上です。

中川原豊志委員

そうであれば、きちんとそれも周知をしていただかんと、無料だからって行ったら、違ったよってなる可能性もあるので。調剤については鳥栖市内の調剤で処方してもらう分は無料ですよという……。そういうふうになるのか、しっかりその辺、どういうふうになっているのか、もう一回確認した上で周知をよろしくお願いしておきます。

高松隆次こども育成課長

今、委員御指摘の分については、県と県内市町と足並みそろえて、しっかり周知に努めてまいりたいと考えております。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

このままもう続けていいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

総括

総括は終わります。

採 決

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案甲第29号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 樋口 伸一郎

